

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成27年6月29日（月）午後3時00分から午後5時00分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 鬼 澤 友 直（横浜地方裁判所第6刑事部部総括判事）

裁判官 並 河 浩 二（横浜地方裁判所第6刑事部判事）

検察官 江 口 昌 英（横浜地方検察庁検事）

弁護士 織 田 慎 二（横浜弁護士会所属）

裁判員経験者1番 50代 男性 スーパー店員 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 40代 男性 会社員 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 60代 男性 公務員 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 30代 男性 公務員 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 40代 男性 会社員 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 30代 男性 会社員 （以下「6番」と略記）

議事要旨

（司会者）

それでは、本年度第2回の裁判員経験者との意見交換会を開催したいと思います。
私は司会を務めます第6刑事部の裁判官の鬼澤です。よろしくお願いいたします。
まず、私以外の参加者の方の自己紹介をお願いします。

（裁判官）

第6刑事部の裁判官の並河と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

（検察官）

横浜地検の検察官の江口です。昨年度も第6刑事部の担当をしております、本日御出席されている方のうち何人か、私が担当した裁判を担当していただいたということで、今日は貴重な御意見をいただけると、とても楽しみにしております。よろしくお願いいたします。

(弁護士)

横浜弁護士会所属の弁護士の織田と申します。今日は、私自身も裁判員裁判を実際に担当しておりますので、裁判員を経験された方から経験に基づいていろんなお話を聞かせていただくことを非常に楽しみにしております。よろしくお願いいたします。

(司会者)

それでは、経験者の皆様の紹介を兼ねまして、担当された事件の概要を私の方から説明した上で、その事件に立ち会った上の全般的な感想をお伺いしたいと思います。

今回、1番さんと5番さんが同じ事件を担当されております。事件は殺人事件で、半同棲した相手の女性をルーズソックスで絞め上げて殺したということで起訴されています。死亡の原因とか、被害者がこれを承諾していたか、承諾したと信じるに足りる理由があったかという点がどうも争われていたということでもあります。

経験された全般の感想について、1番さん、お願いします。

(1番)

1番です。裁判員として裁判ということがもちろん初めての経験ですし、それまでも傍聴したりという経験すらなかったので、殺人事件ですし、どうしたらいいのというのが分からずに裁判に入ってしまったような感じでした。

証拠調べで目の前のモニターに遺体の写真だとか、絞殺なので索状痕の拡大写真だとかそういうのが大写しにされたりというのは、分かっていたけれども衝撃がやはり忘れられないです。

でも、法医学の先生の証言時にそういう写真を見せられて、ちょっと動揺した部分はありましたけれども、その後、何度か目にするようなことがあっても、もうその時にはそれが資料としてしか見えないぐらい冷静な自分がいたので、良かったです。

あとは、全般的には、裁判長や裁判官がうまく進行をリードしてくれたので、事

件は自分にとってすごくヘビーだったんですけども、何とか自分の意見を言ったりほかの方の意見を冷静に聞いたりとかいうことで、少しはお力になれたという感じではあります。

(司会者)

ありがとうございます。では、5番の方、お願いします。

(5番)

5番です。私も今まで裁判とか犯罪とかそういったことには無縁で過ごしてきました、裁判員としてこちらに来たわけですけども、やはり、一番最初にどういう流れで進んでいく、だからどういうことを私たちはやっておかなきゃいけないかという事前の準備その他を含めて、ちょっと不慣れなもので、あとは聞き落としたようなこともあって、進め方が自分の中で十分に頭に入らなかったというのはありました。

しばらくして、本当にただ法廷で聞いて、それを基にみんなで審理してという形をやったんですが、何がポイントなのかがやっている最中はちょっとつかめなかった感があります。

後になって、一通り聞き終わった後で、実はあの時にああいうことを聞いておけば良かったんだとか、あの時ああいうことを言っていたんだというのがようやく見えてくるという感じで、その場その場では、今言っていることがどこにつながるのかなというのが、自分の中では消化不良で過ごした感じがありました。

あとは、一番最後に判決を決めるとかそういうところがあったんですけども、そこで、今まで経験がないものですから、今回のような事件のときに判決を決めるのに何を基準に決めたらいいのかがやはり分からなかったです。かなり悩みました。以上がざっとした感想になります。

(司会者)

ありがとうございます。また、その辺は後で、更に詳しくお伺いしていきます。

それでは、2番さんは傷害致死の事件。これは路上で会った被害者に対して暴行

をふるってナイフで刺して、それが原因というわけではないんだけど、朝には死亡していたということで、そもそも被害者から因縁をつけられたのかどうかということと、背中を折り畳みナイフで刺したかどうかというところが争点であって、あと、精神科医の先生からは精神の病気であるというような報告もなされているという事件であります。全般的な感想をお願いします。

(2番)

2番です。今、話も出ているとおり、裁判所に来て初めて資料を渡されて、事件の概要が書いてありますけれども、実際、その事件の内容をつかもうとしているんですけども、なかなかつかみづらいという部分がありました。やはり書面だけだとはっきりしない。そのうち裁判が始まって、いろいろ話をしているうちに何となくこの事件はここがこうだったのかなとかつかめていって、裁判の途中の休憩時間とかいろいろ部屋に戻って話が出ているうちに初めて、じゃあここはこうだったのかなとつかめる部分が結構ありました。耳にする言葉とか、もろもろ初めてなことでしたから。

あと、モニターにも出ましたけれども、遺体の写真だとか。それが出る前はやはり、モニターとか写真とか見なくちゃいけないのかなというのもありましたし、どんなものだろうと結構頭の中で想像しますし。そんな写真だったら嫌だなとか、考えました。

実際、凶器を目にしても、本当にこの人がこれを使って刺したのかなとかその辺を考えてもやはり答えが出ない部分もありますし、裁判の流れに何となくついていけない部分とついていける部分がありました。最終的な評議で初めて自分のパズルが繋がったというか、1つの絵になった部分もありました。

その中で、8人、一緒になったグループの方と一緒に知恵を絞って、最終的には結論に至るんですけども、本当に素人でこんな浅知恵でいいのかなという部分も途中で感じたこともありました。最終的に、短い期間でしたけれども、考えても結局この結論で終わっちゃったのかなというふうに後でちょっと考えました。

以上です。

(司会者)

ありがとうございます。3番の方は、母親殺しの殺人事件ということで、これもまた心神耗弱の主張がなされていて、精神科医も尋問されているようです。全般の感想をお願いします。

(3番)

3番です。裁判全体のお話をしますと、やはり裁判所の裁判官も、検察官も弁護人の方も、すごく気を遣っていただいているというのがひしひしと伝わって、それぞれの言葉なんかも一つずつ説明をしてくれて、非常に分かりやすい。すごく気を遣っていただいたというのは分かります。

ただ、最初の裁判の入り方について、先程もお話ししましたが、予断を許さないということがあると思うんですけれども、多少の説明だけで、いきなり裁判に入っちゃうという感じがすごくして、初めはなかなか裁判の内容についていけなかったというのが感想です。

やっていくうちにだんだん言葉も分かってきましたし、流れも、こういうことでこうなんだというのが分かってきたんですけども、最初をもう少し説明していただいてもよかったのかなという気がします。

それから、判決が出た後、ちょうど年末に出たんですけれども、私はそれで終わらないで、その後、年が明けてから裁判所に、被告人が控訴したかということでちょっと気になったので電話したら、控訴はしていないということだったので、一応それで一安心した感じです。

(司会者)

ありがとうございました。4番さんは、傷害致死ということで、これも酔っ払い集団対7人組の乱闘騒ぎの中で人が死亡したという事件であります。全般的な感想をお願いします。

(4番)

4 番です。自分は、裁判員として選ばれたいなと思って選任手続期日に行きました。選ばれることが絶対今後の自分の人生の糧になるというか、ためになるのは間違いないと感じていました。ですから、自分の数字が書かれた時は、何か当選したような気分というか、変なことですけども、選ばれて名誉に感じました。

皆さんが言っているとおり、やはり最初はどうしても緊張しました。今も緊張しているんですが。最初はとにかくすごく緊張して、流れを頭に入れるというのは確かに難しかったかもしれないんですが、冒頭陳述で検察官の、事件の内容はこういうものであろうというものが、自分にとって非常に分かりやすかったです。ですから、なるほど、こういう内容なんだというのは、すごく分かりました。

あとは、話合いについては、自分は皆さんとしっかり話合いができたのかなと思っていて、特にその後何か悩むというようなことは自分はありませんでした。今も、満足と言うと変ですが、そういう気持ちでいます。以上です。

(司会者)

ありがとうございます。6 番さんは、強盗致傷、窃盗、強盗強姦、強制わいせつと全部で6 件の事件を一度に担当されたということです。

(6 番)

6 番です。まさか自分が裁判員に選ばれるとは当日になってもまだ信じられない状態で、その中でかなり長期間審理をしていきました。幸いにも亡くなられた方のいない事件ということで、ほかの方がおっしゃった証拠写真とかそういうショッキングなものを見ずに済むという身構えるところはなかったんですけども、とにかく事件数が多くて考えるべきところが非常に多岐にわたっていたので、裁判中、週末を3 回迎えたんですけども、いずれも余力が休めなかったというか、結構考えながら毎日過ごしていたなというのが、強い印象として残っています。

(司会者)

最初のうち、内容がよく分からなくて進め方がよく分からないという辺りをどうしたら良かったかという何かお知恵があればお願いしたいのですが。5 番さん、い

かがですか。

(5 番)

事前に裁判を傍聴する機会を設けて、そこで1回見ていれば、一番最初の入り、場の雰囲気とかそういったものに関しては少しはケアできるのかなとは思いました。

ただ、裁判の中身に関しての、突然冒頭陳述でその中身を理解しろというものに関して、うまい考えは今のところ持っておりません。

(司会者)

できるだけ冒頭陳述で、事件の全体像から検察官・弁護人の主張の全体像が分かるように進めていただいて、その後でそのプレゼンの上に立って証拠調べをしていけば自然と頭に入るはずだというのが、我々の考えている理想ではあります。冒頭陳述辺りが不十分であったか、それともよく分かったか、もし、よく分からないところがあったということであれば、どういう点が分からなかったか、何か心に残ることがあればお願いします。今度は2番さんからお願いします。

(2 番)

冒頭陳述を冷静に聞こうと思っているんですけども、経験がないものですから、検察官が説明されているんですけども、やはりその声の方が印象に残るというか、強く聞こえるなど途中で自分は感じました。

弁護人も、言われたことに対してここが違うんじゃないのと言っているけれども、殺意を持っている・持っていないを主張したいんだか、最初の方ですけども、いま一つ分からない部分がありました。

(司会者)

一応、冒頭陳述の中では一連の流れを検察官が説明した上で、争点として、被害者から因縁をつけられて暴行を受けたのかどうかと、被告人は被害者の背部を折り畳みナイフで突き刺したかどうかというところが争点です、量刑はこういう点がありますというようなところがあったようですが。

(2 番)

小学生じゃないですけども、もうちょっと砕いて説明された方がより分かりやすくなるのかなと、途中、感じました。全部が全部じゃないですけどもね。

(司会者)

3番さんはいかがでしょう。

(3番)

私も、もちろん裁判なんて初めてなので、言葉とかそういうことで多分なかなか慣れないので初めはちょっと戸惑ったと思います。

検察官も弁護人も説明は非常に分かりやすくはしていただいているんだと思うんですけども、やはり裁判という頭があって、どうしても難しく考えちゃうのかなということで、どうも頭に入るまでが非常に時間がかかりました。だんだん分かってきたというのは確かです。

ただ、その場合に、流れをもう少し時間を掛けていただきたかったです。具体的には言えないんですけども、何となく入りにくかったというのが印象としてはあります。

(司会者)

我々の発想だと、冒頭陳述はあくまでもアウトラインで、本当の中身は実際の証拠調べの中でちゃんと見てよと。だから、冒頭陳述で余り詳しく述べて、冒頭陳述で全て分かったと言われてしまうと困るんだよというのが我々の立場なので、どうしても、今後の証拠調べを楽しみにどうぞお聞きくださいというようなプレゼンをお願いしようという方向ではいるのですけれども、そういうのだと不全感を覚えますか。

(3番)

多分そうだと思います。予断を入れないということになっていて、それはよく理解できるんですけども。

(司会者)

裁判員裁判の初めの頃にはかなり詳しい冒頭陳述が行われていて、冒頭陳述を聞

いて全て分かりましたと言われる裁判員経験者の方がいて、ちょっと待って。冒頭陳述は証拠調べじゃない。そこで全て分かっちゃ困るんだ、という議論があって、いろいろ試行錯誤した末、今のような形にだんだん落ち着きつつあるところではあるんです。

責任能力に関する説明が冒頭陳述でなされていますけれども、この辺りはいかがでしたか。

(3番)

責任能力に関しての説明は分かったんですけども、それが判決にどういうふうに影響するのかなというのは非常に難しいところだったかなと思います。

(司会者)

どの程度の精神状態だったらどの程度減軽するかというのがよく分からないということですか。

(3番)

はい。

(司会者)

4番さん、冒頭陳述はいかがだったでしょうか。

(4番)

一番最初の冒頭陳述要旨は、こんなに分かりやすく説明できるんだなというのを思った印象は今でもあります。言葉もあえて難しい言葉を使っていないのかなという印象も自分はその時持ちまして、それは今でも覚えています。

ただ、緊張したというのが最初にすごくあります。だから何か頭に入らないという部分はあったんですけども、それは仕方がないというか、そういう印象です。

(司会者)

5番さんはいかがでしょうか。

(5番)

冒頭陳述ですけども、検察官の陳述と弁護人の陳述で内容が、こういう言い方

はおかしいかもしれませんが、検察側の陳述はとても理路整然としてもものすごく頭に入りやすかったんですけれども、弁護側の陳述がどっちかというと感情に訴えるような感じで、理論的に筋道立ててというよりも、その場その場の感情でこういう気持ちだったからというような感じ方でやっていたので、何か陳述のレベルがちょっと違っていて、それを比較していいのかなというのを思った記憶があります。

(司会者)

ありがとうございます。6番さん、いかがでしょうか。

(6番)

ちょっと5番さん、4番さんのところにもかぶってくるんですけど、検察官、弁護人、双方の冒頭陳述の要旨を拝見して、余りいい表現か分からないですけども、やはりこういうのって、作る方のセンスによって分かりやすくも悪くもなってきたりするので。

例えば僕の事件の検察官の冒頭陳述はすごく分かりやすくて、争点はここです、争っているところはここ、こことここが弁護人と食い違っているところなんですというのがあらかじめ示されていて、ああ、そうか、ここを重点的に我々は考えていけばいいんだなというのがあらかじめ示されていたので、それはすごく分かりやすかった。

こういうのが弁護側、検察側、双方にもともとフォーマットみたいなものとしてあれば、各事件で人のセンスによるばらつきなしに分かりやすい冒頭陳述になるんじゃないかなと思いました。

(司会者)

1番さん、いかがでしょうか。

(1番)

冒頭陳述の時は、スタートしたばかりだったので、余り記憶はないんですけども、先ほどから何人かの方がおっしゃっているように、検察側から出されている

冒頭陳述メモが私の時はA 3の中に図とか矢印、フローとか人物関係の図があったり時系列でこういうことがありましたという枠があって、あとは、争点はこうです、検察側はこう言っています、対して弁護側はこう言っています、ここが相反していますというのが箇条書きとか図式とかで、まずとっかかりとしてすごく分かりやすかったんです。

一方で、弁護側の冒頭陳述メモって文章でずらずら書いているだけで、ときどき太字にしてあったりはするんですけども、文章でずらずらで、あとは先程同じ時に参加された方からも感情にとあったんですけども、こういう気持ちだったに違いないとかというようなことを文章でずらずら挙げて、これを読み上げるだけでした。

あとは、検察官が、論旨が明快というかプレゼン能力が高かったんです。一方で弁護側を担当された方は、とにかく声が小さくて聞こえなかったんです。テーブルにあるマイクを手を持ちながらしゃべっていても聞こえなくて、資料がこうやって文章だらけだし、最初、何かよく分からないなというのが正直なところです。

事件の概要という意味では、最初に行われた検察側の分かりやすい資料が基だったので、事件のことはすらっと入ってきたのは覚えています。

(司会者)

以上、冒頭陳述について皆さんから感想をいただきましたけれども、織田弁護士、何か質問なり御意見なりありますか。

(弁護士)

まず、検察官の冒頭陳述と弁護人の冒頭陳述で大分違うというお話があったかと思いますが、一つは、検察官の方が事件の全体を証明するという立場にあるので、事件を分かりやすくまず提示する義務は検察官の方にあり、弁護人はその検察官が言っていることに対して疑いを挟ませればよいという立場がありまして、その辺でちょっと冒頭陳述のやり方が違ってきているのかなとは思いますが。

もう一つは、メモのレベルの問題で御指摘いただきました。弁護人も何とか分か

りやすいビジュアルでということは研修等をしてやっているところですが、やはり弁護士はそれぞれが一匹狼というところがありまして、ほかの人でいいメモをつくっていても、その情報の共有化とか、先程そういうフォーマットとかを持っていらっしゃるんですかという話もありましたけれども、なかなかそういったところがまだまだ、検察庁という1つの大きな組織としてやっているところに比べれば不十分な点があるんだろうなと、聞いていて思いました。

この点については、裁判が始まる前の段階で弁護人の言っていることが分かりにくいなというところになると、スタート時点で差がついてしまうことになり非常によろしくないことでありますので、ここのところは我々も研修等をして、きっちり、緊張した中でも分かりやすい、どこが争点なのかということは絞っていくように皆さんを積んでいきたいなと、聞いていて思いました。

(司会者)

検察官からはいかがでしょう。

(検察官)

検察官としても、より分かりやすいものをということに常に意識しつつ冒頭陳述をやっているのですが、やはり裁判員の方は当然緊張されていると思うんです。何とかならないのかなと考えていたところです。

いきなり、裁判が初めてだという方も何人かいらっしゃるのであれば、例えば選任手続の後にほかの裁判を少し傍聴するような機会とか、それはほかの裁判を見るという意味でいいのかなと思っています。あとは、裁判の前に緊張をほぐすような、冒頭陳述の前に一緒に体操するとか何かあればちょっと緊張がほぐれるんじゃないか、そうすると話も少しは入ってくるのかなと思っていました。

より分かりやすくするのは当然ですけども、裁判員の皆様側も何かあったらいいのかなと思いました。

(司会者)

事前にほかの事件の裁判を傍聴するという御意見は先ほど述べられましたけれど

も、ほかに何か、緊張をほぐすいい手段を裁判員経験者の皆さんで何か思い付かれたら是非お教えいただきたいんですけれども、どういうときに緊張がほぐれてきますか。

1 番さん、振り返られて、最初、何か分からなくて、そろそろ慣れてきたかなと思われるのはどういう瞬間でしたか。

(1 番)

回数、何回目かで法廷に入ってから落ち着いたんですけれども、緊張したのは、初日とか2回目ぐらいまでですかね。

予断を与えないようにという配慮もあるんでしょうけれども、裁判長ほか裁判官からも、冒頭陳述とかはこういうふうに聞きましょうみたいなアドバイスって特にあるわけではないですよ。こういう観点で聞いてみましょうとかというのがあるわけではなくて、突然そこに放り込まれているので、自分としてどう判断していいかわからないから、とにかく一言一句聞き逃すまいと思って、ぐーっと集中して、1 日に何時間も集中して聞いてメモしましたので、すごく疲労感を覚えました。

何日かたつうちに、だんだん自分の中ではこういうところが大事だな、こういうことは聞き流しても大丈夫かなみたいなのができてきたんですけれども、ただ、最初はどうしていいのかわからないんです。自分はとにかくずっと緊張というか集中しまくって、へとへとになったのを覚えています。

(司会者)

裁判員制度が始まって6年になりますけれども、やはり初日の緊張感というのは、6年たっているいろいろ試してみてもなかなかほぐれないところがあって、どうしたものだろうなというところはあります。

ただ、冒頭陳述の前に裁判官から検察官の主張はこうで弁護人の主張はこうですからこの部分を注目して冒頭陳述を聞いてくださいと言うのはさすがに難しく、それぞれの検察官、弁護人の力量に従ってその事件の内容を分かっているといるのが本来の法廷で勝負をつける裁判の在り方だと思いますので、その辺をどうし

たものかなと思います。

4番さんはずっと分かれたということですが、そのポイントはどういう点にあるのでしょうか。

(4番)

緊張の話とも重なるかもしれないんですけども、同じ裁判員の方たちと例えば休憩中の時とかに話をする中で分かっていくというか、リラックスした中で話をし
て分かったという部分もあると思うので、例えば陳述でああなるほどと自分の中で
理解をしたものをほかの方とも共有して分かっていく部分というのはあったと思う
んです。

だから、緊張がほぐれていくという話で考えると、ほかの裁判員の方と仲よくな
ったりするといいのかなと思います。今思えば、日数を重ねていって、慣れという
のもあると思うんですが、やはり1日1日ごとに仲よくなったという部分は大きい
かなと思います。

(司会者)

冒頭陳述、それから裁判員の皆さんの緊張のほぐし方について、裁判官から何か
ありますか。

(裁判官)

事件によって審理の予定の組み方は異なっているんですけども、例えば冒頭陳
述等が終わった後に一時的に休廷をするという審理の仕方をしている事件もあった
かと思うんです。そういった場で、冒頭陳述の内容はどうだったのかということ
を裁判員の方から裁判官に質問されたりとか、冒頭陳述の内容についてちょっと説明
があつたりということはなかったんでしょうか。1番の方はいかがでしょうか。

(1番)

終わった後で、どうでしたかという話があります。

(裁判官)

その時に、例えばちょっとよく分からなかったなとか、そういったお話をされた

りとかしませんでしたか。

(1 番)

それは確かあったような気はします。それが、みんなが評議室に集まって裁判長とかから砕けた感じでどうでしたかと言われたのか、それとも休憩中に雑談の中でほかの裁判員の方と話したのか、ちょっと記憶にはないですけれども、先程弁護士の方から話があったように、弁護側は検察側の冒頭陳述をこうじゃないと言うようなとっかかりを与えるような、確かに素人目から見てもそんなわけないでしょうというようなことが、被害者が殺されることを承諾していたわけじゃないじゃんとか、そういうことは確かにあって、そういう話はしたような気がするんです。

だから、その冒頭陳述メモに関してのそういう感想は何か言った気はします。

(裁判官)

2 番の方の事件でも一旦休憩を取っていたようですけれども、そういった点で、例えばここがつかみにくかったというようなお話はされていないでしょうか。

(2 番)

戻ってからありましたが、事件の概要を早くつかんで自分の意見を考えて出さなくちゃいけないなという方が強かったです。あと、表現の仕方が、ここはこうだったのかなというふうに聞きたいんですけれども、どう表現していいのかなという聞き方を考えるのに必死でした。その中でやはり雑談も当然ありましたし、最初の頃ちょっとその辺がぐるぐるしていたというのは覚えています。

(司会者)

冒頭陳述だけで最後まで分かったら全然その後の証拠調べをする意味がなくなるので、冒頭陳述は議論の全体の流れがどうでどこが争いになっているかだけ御理解いただければいいのではないかなと思っているし、そうであるべきだとは思いますが、それでも、それすら分からなかったという方はいらっしゃいますか。概要としてどういうストーリーの事件で争点がどこだと、そこすら分からなかったという方はいらっしゃいますか。(挙手なし) 皆さんその辺は大丈夫だったんですかね。本当に争

点の中身までは分からないけれども、どこが争点かということは御理解されたということでもよろしいですか。では、ちょっと安心しました。

それでは、冒頭陳述はそこまでにして、次に、証拠調べに入りたいと思います。皆さんへビー級の事件をそれぞれ担当しておられて、それぞれ難しいポイントがいろいろ違うと思います。3番の方はまさに責任能力が争点だというふうになりましたけれども、責任能力の点、あるいはこの事件を担当して一番証拠調べで分かりにくかったという点はどういう点にありますでしょうか。

(3番)

まず、証拠で殺害現場の写真をを見せていただいた時は、ちょっと遠目に写真を撮っていただいていたので、しかも白黒だったかな、多分その辺はすごく考慮はしていただいているなと思います。

それから、責任能力については、鑑定人がいらっしやったので、そこで説明は聞いたんですけれども、余りよく分からなかったというのが正直なところです。

(司会者)

分からなかったというのはどういう点ですか。専門用語が分かりにくかったのか、専門用語は説明を受けたんだけど、その言葉の中身が分からなかったのか。

(3番)

被告人にどの程度精神的な障害があって実際犯行に及んだという、その程度というのが強弱がいろいろあると思うので、そのところがちょっと説明では非常につかみにくかったなという気がします。

(司会者)

一応、判決では責任能力があるという、抑うつ状態にはあったけれども責任能力に影響がない程度のものであったという判決の書き方になっていますが。

(3番)

抑うつ状態にあったけれども責任能力があるというところが、よく分かりませんでした。

(司会者)

この人をどの程度非難できるのかというような議論は。

(3番)

ありました。

(司会者)

その上での結論ですか。

(3番)

はい。

(司会者)

そうすると、お医者さんの証言をどういうふうに御自身で消化して御自分の意見をまとめられたんでしょうか。あるいは、お医者さんの意見というよりかは、実際の事件の流れから考えて結論を出されたとかありますか。

(3番)

先生の説明はあくまでも病気でこういう影響があるんじゃないかということだったと思うんです。だから、事件に対しては、はっきりしたことはおっしゃっていないんです。だから、その流れの中でこういうふうに影響があったんだろうというのは私なりに判断したというところです。

(司会者)

流れの中で。

(3番)

はい。

(司会者)

4番さんは、沢山関係者がいる事件でしたが、一番難しかった、分かりにくかった点はどんなことでしょうか。

(4番)

証人の方によって人間の位置関係が全然変わっていたりということがあって、そ

の辺りはとにかく一人で答えを出すものではないので、自分の考えをもちろん持ちながら、これはほかの方の意見を聞こうというスタンスというか、皆さんで話し合った上での判決になるので、難しいからちょっとほかの方に意見を投げ掛けてみよかなとか、そういうような感覚を持っていました。

(司会者)

そうすると、一番難しかったところは、証人によって言っていることが随分、人間の位置関係とかが違っている。そこをどういうふうになそうかと考えたけれども、評議の中で人の意見を聞きながらまとめていったという感じですか。

(4番)

そうです。

(司会者)

証人が多過ぎたとか少な過ぎたとか、もっと絞るべきだとかそういう御意見はありますか。

(4番)

自分の意見としては多過ぎるとは思わなかったです。それぞれの証人の方が何か重要なことを言っているように僕は思えました。その発言の中で自分はこう思うんですけれどもどうですかね、みたいなことを誰かから聞いたりというところがあったので、適切だったと思います。

(司会者)

ただ、沢山証人を調べると、なかなかそれぞれ、誰が何と言っていたかというところが記憶喚起が難しいところがあって、評議の中でいろいろ工夫はしているところではあると思いますけれども、そういう問題が生じると思います。その辺は評議の中で解決できましたか。

(4番)

自分のひっかかる点はしっかり言おうとは思っていたので、ひっかかる点をなくすというのを評議の中で自分は気にしていましたので、とにかく言いながらほ

かの人の意見も参考にしてというような形だったと思います。

(司会者)

5番さんは殺人事件で被害者の承諾という辺りで、証拠調べで難しいと感じられた点はありませんか。

(5番)

先程証人の話が出ましたが、証人が日によって入れ替わり立ち替わりで順番に発言されるんですけども、一番最後に発言した証人の意見を受けて一番最初に発言した証人の意見を聞きたいというのが出たんですが、もうその時点では既に聞けないので、どうしようというのはありました。聞ければすぐにその疑問点は解決するんでしょうけれども、もう聞く機会がなくなっちゃったというケースがあったので、またもう1回聞く機会って何かないのかなと、その時には思いました。

(司会者)

結局、その部分は確認しないまま結論は出せたんですか。

(5番)

そうですね。

(司会者)

6番さんはこれまた、先程は証人が沢山だったけれども、今度は事件が沢山あって、証拠調べが難しかったでしょうか。

(6番)

物的証拠というものもほとんどなくて、結局は被告人と被害者の意見が食い違っているということに、全ての事件がそれに終始していたので難しかったです。

双方の主張を聞いて、先程話題が出ましたが、全ての事件で矛盾点がないとか、言葉だけじゃなくてジェスチャーによる動きもさせる中で矛盾がないとか、そういうのを一つ一つ、それこそ一字一句見ながら確認していきました。

(司会者)

これは審理の仕方は、事件ごとに順番にやっていったという形ですか。

(6 番)

そうです。時系列ごとに。

(司会者)

争点に対する結論というのは、事件が一つ終わるたびに何か中間的な評議なんかをしましたか。

(6 番)

そうです。

(司会者)

そういうふうにして固めていったんですか。

(6 番)

はい。

(司会者)

そうすると、一通り第6事件まで終わった段階では、争点に関してはある程度結論は出て、あと、最後は量刑問題ということでしたか。

(6 番)

はい。

(司会者)

評議の進め方はそちらの方がいいですか。

(6 番)

いいと思います。

(司会者)

逆に、そういうふうなやり方をすると審理期間が長引くというのがありますけれども。

(6 番)

おっしゃるとおり長くはなるとは思いますけれども、やはり初めの方の事件は後の方になってくればくるほど印象としては薄れてきてしまうので、事件数が多いもの

に関しては、事件ごとに中間的なものをまとめていって最後にどうなのというのをやった方が分かりやすいと思います。

(司会者)

1 番さんは、証拠調べで御判断が難しいところがありましたか。

(1 番)

証拠調べ自体で分からないというのはなかったです。それぞれの証拠自体はよく説明していただいたと思うんですけども、弁護側の進め方ですが、今説明している証拠とかが冒頭陳述メモの何番のことについて証明します、検証しますというような前振りが全くなくて、証拠を次々どんどん説明していくんです。私の事件では凶器がルーズソックスだったんですけども、これが索状痕と合致しないとかいうことをやるために専門家の方が画像解析してこれの形状がどうのこうのと言っていて、それは凶器のことと大体分かるんですけども、突然、車の話に話が変わって、車を画像から解析するには何とか法があってとか言い出して、何なんだか全然分からなかったんです。結局、しばらくした後で、これは殺害現場近辺を何時何分に通過した被告人所有の車がこれだとかいうこと、そこから逆算して現場には何分しかいなかったから犯行は不可能ですということを証明したかったらしいんですけども、一連の証拠調べの中で突然、車の話とか何とか言い出したものですから、何が言いたいのか全然分からなかったんです。

なので、その都度、これについてこれから立証しますということを言ってくれないと、素人の私たちには全然分からない。そういう意味で、証拠の1個1個を言われてみれば分かるんですけども、進め方にちょっと戸惑いが多かったです。特に弁護側です。

(司会者)

これは結局、弁護側の言っている時間は最終的には認められたのですか。

(1 番)

認定というか、その近辺の防犯カメラの画像から深夜何時何分にプリウスが通っ

た、これはほかに類似の車がなくて被告人のものである、だから逆算して何分です
ということはこの証人は証明しなかったんですよということにとどまっています。

(司会者)

じゃあ、事前に、この証拠によってこういうことが言いたいんだというところが
もうちょっと分かっていたら、もう少しよかったですか。

(1 番)

これからこういうことを証明しますと言ってくれずに次々証人がしゃべり始める
ので、分からなかったんです。

(司会者)

2 番さんはいかがでしょう。

(2 番)

2 番です。証拠に関してはかなり分かりやすく説明されていたと思います。刺創
だとか刃渡り、あとDNAとかその辺もかなり分かりやすかったと思っています。

(司会者)

特に証拠調べ上、難しいところはなかったですか。

(2 番)

なかったです。

(司会者)

精神科医の証人を調べましたが、精神科医の話はいかがでしたか。

(2 番)

精神科医に関しては、薬を飲んだとか飲まないとか、たしか一応服用はしていた
んですけども、実際服用していたのかしていないのかという、そういう話もあり
ました。

(司会者)

精神の病気の点はいかがでしたか。

(2 番)

証人のお話で、確か、薬を服用していればその病気の症状である衝動の統制が効かない点は発症するはずがないという話をされていたと思います。

結局、証人の話は流れる的には分かったんですけども、その後やはり考えたのが、実際被告人が服用をちゃんとしていたのかという辺が多分問題点になったと思います。

(司会者)

証人の話は分かったけれども、その裏付けである、薬を本当に飲んだのかどうかというところが証拠がない。

(2番)

はい。

(司会者)

検察官、このうちの2番と4番の事件を担当されて、今、お二人の評価が高かったようですが、こういう点を工夫したから良かったんだとかありますか。

(検察官)

薬の話が今ありましたけれども、証拠的には被告人の話しかなくて、結局、検察官もそれを弾効できるような証拠もない場合には、やはり被告人が言っているところをある程度そのままだもやむを得ないのかなというところもあって、本当に飲んだのか飲んでいないのかとちょっと分かりにくかったのかもしれないです。

それはさておき、証拠調べは特に問題なかったということであれば、証拠調べのやり方には特に問題はなかったのかなと思っています。

(司会者)

織田弁護士、いかがですか。証拠調べの関係で、かなり厳しい御意見だったんですけれども。

(弁護士)

今、御指摘いただいたところは、やはり主張を立証するために証拠を出しているので、何の主張を裏付ける証拠かが分かっていたかなければこれは意味がないと

思いました。

そこについては、立証命題を明らかにするというの是一个の工夫でできる場所であると思うので、今の御意見についてはフィードバックして、何を立証するためにこうですというような分かりやすい立証活動を心掛けたいなと思いました。

(司会者)

織田弁護士の日頃の訴訟準備活動で自分はこういうところを心掛けているとか、何かございますでしょうか。

(弁護士)

なかなか辩护人側が出す証拠は非常に少ないです。検察官と違って捜査機関ではないので、なかなか証拠というものが出せない状況で証拠調べをするところがあるので、裁判員の皆さんからすると、辩护人の証拠は検察官に比べると随分甘いなとか、この証拠からここまでの主張は随分飛躍があるんじゃないかと思われてしまうところがあると思うんですけれども、そこは、こう言ったらあれなんですけれども、やはり、辩护人と検察官それぞれが独自でやると、証拠収集能力については大分天地の差があります。

もちろん検察官の手持ちの証拠は大分見せてもらえるようにはなっていますが、検察官も余り自分と関係ないところというんですか、少なくともなかなか被告人の無罪を立証するための証拠集めというのをやってくれないところもあったりするものですから、そういった立場にあるということを御理解いただければと思います。

ただ、先程検察官からもありましたけれども、辩护人の立証としては、やはり被告人の供述になります。先程、例えば承諾があったなんてにわかには信じられないよねというお話がありましたけれども、そういったことも、例えば被告人の証言やほかの証言等で被告人がそう言っているから辩护人が主張しているというところもあるので、その辺が、初め見た時はおかしいと思ったけれども、これを聞くとそういうこともあるかもねと思えるような、分かりやすい立証活動をしていきたいなと

思っています。

(司会者)

裁判官から何かありますか。

(裁判官)

冒頭に1番の方から、遺体の写真を見て最初、衝撃、動揺があったというお話がありましたけれども、5番の方も同じ事件を担当されていて、同じ写真を御覧になっているかと思いますが、特に精神的な衝撃ですとか影響はありましたでしょうか。

(5番)

特にはございませんでした。写真のレベルは、よく週刊誌で載っているようなそれとそんなに変わらないような感じが見受けられました。これが解剖写真とかでしたら話は別でしょうけれども、たまたま私が見た感じだと普通の絞殺死体写真に見えたので、特に衝撃とかは受けておりません。

(司会者)

では、10分休憩して後半に行きたいと思います。

(休 憩)

(司会者)

では、再開します。休憩時間中に検察官から重要な質問が6番さんに対してありましたので、ここで再度お願いします。

(検察官)

6番の方にお尋ねします。事件が沢山あって、事件ごとに順番に証拠調べしていつて、その合間に評議のようなことをされたということですが、その点についてお尋ねします。

その事件ごとに証拠調べをする際に、その事件の前に例えば一番最初にやった冒頭陳述のうちのその事件の部分を取り出してミニ冒頭陳述を行ったり、あるいは証拠調べの終わりの方に検察官や弁護人の意見として論告の一部をその事件だけの論告を取り出したような形のミニ論告を行ったかどうかという点はどうですか。

(6 番)

ミニ冒頭陳述という形のもので行っていました。複数事件がある中で、証人を尋問するまたは被告人に質問をする前の段階として、冒頭陳述の中からその関連する事件のところを抜粋してレビューするような形でやっていました。

逆に、ミニ論告というようなものではやっておりません。論告は一番最後にまとめて行った形でした。

(検察官)

ミニ冒頭陳述というのは結果的にあった方が良かったのかどうか、その点はどうか。

(6 番)

あった方が良かったと思います。

(検察官)

やはり、一番最初に冒頭陳述をさらっと聞いただけでは、後々、後ろになるほど忘れてしまっている場合もあるからですか。

(6 番)

そうですね。それもありますし、確認の意味も含めて、やっておくのがベターだと思います。

(司会者)

それでは、後半の意見交換に入ります。後半は論告・弁論、評議、判決、裁判員制度そのものに対して皆さんの全般的な感想や今後の裁判員制度のあるべき姿をお伺いしていきたいと思います。

論告・弁論は証拠調べが一通り終わった後で、検察官・弁護人が総まとめをしていただくわけですが、これが役に立ったかどうか、分かりやすかったかどうかを順番にお伺いしていきたいと思います。今度は4 番さんからお願いします。

(4 番)

論告要旨というところでよろしいでしょうか。

(司会者)

論告要旨か弁論要旨です。

(4 番)

こういう資料を見て、冒頭陳述もそうですけれども、こういうのをつくれてすごいなというのを率直な感想として思いました。すごく分かりやすくまとめられているので、印象としては、分からないなとか難しいなというよりも、よくこんなのをつくることができてすごいなと感心しました。

(司会者)

弁論も同じですか。弁論は、被告人二人ですので、お一人の弁論は文章的で、もうお一方の被告人の弁護人はどちらかという図形的でした。

(4 番)

見た目の良さは、単純なことなんですけれども、やはり大事なのかなという気はします。その辺りで気持ちを動かされちゃいけないのかもしれないですけれども。

僕は、弁護側の弁論メモというか、最終弁論メモを見ていて、ああ、なるほどなと思って、争点というか考えなきゃいけないところというのは分かりました。

(司会者)

とすると、評議をするに当たっても、論告メモ、弁論メモが非常に参考になった、有益であったということによろしいでしょうか。

(4 番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。5 番さんはいかがでしょう。

(5 番)

検察官の論告メモに関しては、私もかなり分かりやすい資料をいただいたなという感じを受けました。

それに対して、弁護人が言っていたものは、結構長い文章を読んでいたなという

イメージが頭に残って、中身で具体的にどこが良かったというのは、ちょっと今、思い付かない状態です。

なので、印象としてはやはり、検察官の論告メモが中身がしっかりと積み立てて論旨がまとまっていたのでかなり印象に残っております。以上です。

(司会者)

5番さんの弁論は、22ページある弁論要旨がありますが、これを全部読み上げたんですか。特にレジュメみたいなのはなかったんですか。

(5番)

なかったと記憶しています。

(司会者)

22ページだと四、五十分ぐらいかかる可能性がありますけれども。

この弁論は実際に評議の中で役に立ったのかとか、御自分の御意見を形成する上で役に立ったのかどうかはいかがでしょうか。

(5番)

イメージ的には、自分の中でどちらかというとマイナスイメージだったかなという感じです。言いたいことがすぐに分からないというか、中身のある程度こっちで読み直してから何を言いたいのかと吟味しないと分からないような感じでしたので、やはり訴えるものがストレートにこちらの目に飛び込んでくる方が、こちらとしても判断の材料にしやすいと思いました。

(司会者)

6番さんはいかがでしょう。

(6番)

私も、どちらかというとも5番さんと同じような印象を持っています。

(司会者)

事件が多い分、検察官の論告もどうしても長くなるのはやむを得ないですか。

(6番)

そうですね。検察官，弁護士共にかなりボリュームのある論告の要旨になっていて、読んでいる間にちょっと考えが散漫になってきちゃっているのかなというのはあったんですけども、でも、最後には結局は求刑は双方とも、これまでの分布ですとか判例なんかを挙げた上で双方の立場からこれぐらいが妥当ですというのが明確に出てきたので、その辺は良かったかなと思います。

(司会者)

弁論の方もまた、A 3で全部で5枚分。この弁論要旨は評議の時にお考えをまとめる上で役に立ちましたでしょうか。

(6 番)

役に立ちはしました。

(司会者)

どういう点が役に立ったというか、分かりやすかったとかありますか。

(6 番)

それ単体でどうこうというのではなくて、やはり検察側の主張と照らし合わせて吟味していったので、そういうところですね。

(司会者)

すると、内容的にはかなり長いけれども、意見を形成する上では有益な指摘であったということですか。

(6 番)

そうですね。結局、双方の主張をどれぐらい酌み取って信用するかというのに全て僕の事件は関わっていたので、そういうところがあったのかなと思います。

(司会者)

1 番さんはどうでしょうか。

(1 番)

5 番さんと同じで、論告、検察側のはA 3で2枚とA 4が1枚、2枚半で、それに箇条書きと冒頭陳述のように矢印だのいろいろあって、分かりやすかったです。

これを担当された検察官の方もすごくプレゼンがうまい方で、自分の言葉を使いながらここに書かれている箇条書きのことを肉付けしながら、すごく説得力のある論告をしてくださったんです。

一方で、先程も出ましたけれども、弁護側は22ページにわたってA4のものをずらずら文章を書いて、それをただ小さな声で読み上げているだけだったんです。それも、ただ読んでいるだけで、こちらも目でそのとおり追い掛けているだけなので、全然訴え掛けるものがなかったし、結局、弁護側の主張としてルーズソックスは首を絞めた凶器ではないと前半で言うておきながら、締め被告人の反省とかいうところでルーズソックスで首を絞めて被害者の未来を奪ったと書いてあって、言っていることが矛盾していたりとかあったので、弁護側のこれ自体に余り自分としては重きが置けないという印象が強かったです。

(司会者)

2番さんはいかがでしょう。

(2番)

お互いに、資料的には結構分かりやすくまとめられているんですが、やはり検察側の方が内容が、ナイフを刺した刺さないという部分に関しても事細かく刃渡りだとかDNAとか、詳しく書いてありました。

弁護側の方は、時間的なものとか痕跡だとかそういうものは載っているんですが、結局どっちの主張が信用性があるのかという部分に関しては、検察側の方が内容的にすごくまとめられているので、考慮する対象としてはなっちゃうのかなとは感じました。

(司会者)

弁護人の方のメモは、評議で議論して意見を形成する上で役に立ちましたでしょうか。

(2番)

形成の上では、はい。資料的にはそうですね。

(司会者)

資料的には見た。

(2番)

はい。

(司会者)

3番さん、いかがでしょうか。

(3番)

私の事件の場合は、弁護側も冒頭陳述の資料もちゃんと表をつくって分かりやすくなっています。弁論メモにも図が書いてあって、割と端的にまとまっているんじゃないかと思います。それぞれ、評議の時にはこれに1個ずつ沿ってみんなで話し合いながら潰していったような気がするんです。

もう一つ、この表のほかに、本当のメモ程度なんですが、弁護側から配っていたと思うんですけれども、争点とか題目だけ書いてあって、メモを自分で取るような資料をいただいたんです。そこに聞きながらメモを書いて。そういう1枚をこれ以外にいただいたので、あれはすごく良かったなと思います。

(司会者)

そのメモは非常に取りやすいものでしたか。

(3番)

はい。項目が書いてあって、裁判の中でいろんな意見が出ていったらそれを書けるようになっていたので、メモを取りやすいかなと思います。

(司会者)

3番さんが担当された事件のうちのどういうところが分かりやすかったですか。やはり図面化してあるところですか。

(3番)

はい。図解がしてあるところです。それから、割と端的にまとまっていたので、それを1個ずつ当てることができたということが分かりやすかったと思います。

(司会者)

論告・弁論について一通り皆さんから御意見をいただきました。

検察官から何か、この方にこういう質問はありますか。

(検察官)

論告・弁論には直接関連しないんですが、3番の方に。今のメモですが、大きさはどのくらいですか。

(3番)

A4です。

(検察官)

A4の1枚ですか。

(3番)

はい。縦書きで、項目がこう書いてあって、あとは自分でメモが取れるようになっていました。

(検察官)

そうすると、余り幅は大きくない。

(3番)

ええ。幅はそんなに。検察側はくれたかな。ちょっと覚えていないです。弁護側からはくれたのを覚えているんですけども。

(検察官)

そこで弁護側の証拠調べの際に、自分が気になったところを書き出していったのですか。

(3番)

そうです。

(検察官)

それをその後、例えば評議の時に自分でそこを見返して、ああ、この証拠はこうだったなとか、そういう理解の補助ですか。

(3 番)

はい。

(司会者)

スペース的にはきちっと書き込みましたか。

(3 番)

はい。大体 3, 4 行の線が引いてあって、あとは自分で書くというものです。スペース的には十分です。

(司会者)

よく、弁護側が工夫して証人尋問の時にそういうのを配っていただくことがあるんですけども、そのスペースにはとても書ききれない量の尋問をされたりすると、書けないじゃないかと思ったりすることがありました。その辺で工夫が足りないことが私の経験からしてよくあるところではあるんですけども、そこは大丈夫だったですか。

(3 番)

はい。

(司会者)

織田弁護士から何か、今のコメントを聞いて裁判員の皆さんに質問とかありますか。

(弁護士)

私も 3 番の方に聞きたいんですけども。そのメモを配ったタイミングはいつですか。

(3 番)

裁判の時です。

(弁護士)

例えば冒頭陳述の後なのかとか、証拠調べの前なのかとか。

(3 番)

弁論の時の、弁論メモを一人ずつに配ってくれますね、それと一緒にあったと思います。

(弁護士)

じゃあ、最後の弁論をする際に、そういったメモも併せて配ったのですか。

(3番)

はい。弁論メモと一緒にくれました。

(弁護士)

検察官の論告が終わって、その後、弁護人の弁論になりますが、論告が終わった後にメモと一緒に渡したということですか。

(3番)

そうです。一緒です。

(弁護士)

そこに書き込む内容としては、弁護人の弁論を聞きながらそこで思い付いたことを書いたということですか。

(3番)

そうです。

(司会者)

なかなか、レジュメがこういうふうにグラフィック化されたもので書かれた上に、ほかに何をメモを取るかというか、弁論要旨自体が分かりやすくまとめられていればまとめられているほど、配られたメモに書くことがなくなってくるんじゃないのかというような気がするんですけども。

(3番)

確かに弁論メモにも書けるかなと思いますが、何を書いたか余りよく覚えていないですけども、丁寧だなという印象は受けました。

(司会者)

何か弁護人の方で工夫して、ここには書いてあるけれども、それ以外のことを口

頭で言ってそれをメモを取らせるようなうまい弁論をしましたか。

(3番)

そういうことはなかったです。

(司会者)

何か裁判官の方でありますか。

(裁判官)

また3番の方のもらったメモについてですけれども、そこに書かれていた項目は弁論要旨の項目に対応しているのでしょうか。

(3番)

詳細は覚えていないんですけれども、とにかくタイトルが幾つか書いてあったという感じです。タイトルまでは、よく覚えていないです。

(司会者)

では、いよいよ論告・弁論が終わって評議に入ります。評議の具体的な中身にこの場で触れるわけにはいかないんですけれども、評議の際の感想、あるいは抽象的に言っていて評議のこういう点が工夫していただきたかったとか、時間が足りなかったとか、言いやすい雰囲気だった、言いにくい雰囲気だったとかを、抽象的な議論でお願いしたいんですが、いかがでしょうか。今度は5番さんからお願いします。

(5番)

今までいろんな話が出ていて、それに対して、じゃあ有罪か無罪か、有罪だったらどれぐらいの刑にするかという話に進んだときに、今のこの人はこれぐらいのことをやったときにどれぐらいの刑にするかという指針が、私たちは初めてなかったので、なかなか意見を自分の方では出せなかったかなというのがあります。なので、意見の出し方がもう少しスムーズに出せるようなレクチャーかケアか分かりませんが、説明なり何なりがちょっとあったらもう少し出しやすかったかなと思います。

(司会者)

同じような類型の過去の例のグラフはごらんになったんですか。

(5 番)

見ました。

(司会者)

更に個別の事件、細かくは比べないにしても、幾つか中身を見たりもされたんですか。

(5 番)

ある程度絞り込んで、例えば再犯があった場合とか、殺人事件だったらひもを使っただとか、そういう程度を検討して調べましたが、ただ、そういうふうに絞っていくと、過去の事例が出ているんだったらもうそれで決めちゃえばいいじゃんというような感じにもなるんです。

だから、私たちがここで裁判員裁判をしている理由ってないような気がするんですよ。裁判員がここにいる存在理由って何だろうなと考えたときに、やはり数字に出ていないところを酌み取ってから量刑に反映させるとかそういった部分が求められているのかなとも思ったりはしたんですけども、ただ、それにしても刑の決め方というのは、えいやつで決めるわけにはいかないし、決め方のこつみたいな、考え方みたいなやつがもう少し最初に、教えていただくというわけじゃないですけども、筋道をもう少し示していただけたらなと思いました。

(司会者)

裁判員の皆様の御意見をどう反映させるかという要請と、刑の衡平という要請をどうやって満たすかというところが、そもそもこの裁判員制度のスタートの時点から難しいところです。

裁判官はこれまで、結構細かく過去の判決をチェックして、この事例とこの事例はこうでこうでと相当ミクロ単位の調整をしたりして議論したりするけれども、裁判員の皆さんにそれをやってしまうと完全に過去の判例で縛ることになるので、そ

ういうわけにはいかないだろうと。

そうだとすると、ある程度大ざっぱなグラフをお見せして、そのうちの重いものと軽いものと真ん中辺ぐらいをピックアップして、その上で皆さんの感覚を衡平の観点から反映させていただいてそれでやるしかないんじゃないかというのが、我々が今、悩んでやっているところではあるんです。

(5 番)

それも分かっています。ただ、そうすると、意見が分かれたときって、例えば裁判員の方が複数の方を優先するとか裁判長の方を優先するとか何かあったとは思わんですけども。

(司会者)

それ以上言われると中身に入ってしまうので。かなり意見が割れたときに、それをどういうふうに調整するかというところが困られたということですか。

(5 番)

私の中ではそういう葛藤が少しありました。

(司会者)

6 番さんは評議はいかがでしたか。

(6 番)

私の担当した事件では評議の期間が比較的たっぷり取られていて、その中で十分議論が尽くせたなという印象があります。

(司会者)

評議は何日ぐらい取っていたんですか。

(6 番)

スケジュール上では4 日なんですけれども、実質的にはその前の日からもう既に始めていたので、5 日弱といったところですね。

(司会者)

そうすると、やはり評議の時間がたっぷりあったということが良かったという

ことですか。

(6 番)

はい。

(司会者)

皆さん、十分考え抜いた、納得したという感じですか。

(6 番)

はい。

(司会者)

1 番さんはいかがでしょう。

(1 番)

評議は私のときは2日半ぐらいあったんですね。いろんな意見はもちろん出ました。進め方としての話で言えば、裁判長とかが、考え方の手掛かりとか示唆を与えてくださって、進め方としてはすごく助かったというか。

前もって、分からないことは分からないと言ってくださっていいですよ、どんどん言っていていいし、その言ったことを後から撤回するのも全然構わないということも言ってくださっていたので、そういう意味で、意見を出しやすい環境づくりをしていただいたと思います。

先ほど5 番の方からもあったように、後半になって、じゃあ何年にしようといったときに、検索システムで過去のものをいろいろ条件を変えて検索してグラフを出して、そのグラフの見方だったりもいろいろアドバイスをいただきながら考えていて、だからそういう進め方としてはすごく分かりやすかったです。

実際、最終的な自分の意見を決めるときに、やはりいま一つ自信を持ってそうだと言えないところは残りました。

あと、私たちが関わったものはデータとして今度どこかの評議でこのグラフに乗っかる、そういうのが積み重なって結局、こういうタイプの事件の場合はそこに集約していくのかなと。ケース・バイ・ケースでしょうけれども、大体そういうとこ

ろに集約していった、先々、未来では、こういうときはぱっとこの辺に行っちゃうのかなということはないのかなということを思いました。

(司会者)

判例はどんどん蓄積していきますから、それは自然の機能だと思いますけれども。

(1 番)

実際の現場ではいろいろあるから、それぞれ、過去のデータがこういうふうになん山になっているからこの辺というのっていいんだろうかとかというのもありつつでした。

(司会者)

言いたいことは言い尽くした感じはありますか。

(1 番)

私は言いたいことは言える雰囲気だと自分で思ったので、思ったことは言えました。

(司会者)

2 番さん、いかがでしょうか。

(2 番)

評議には、裁判官の方も視線を合わせていろいろ説明、進行していただいて、周りの空気、雰囲気づくり、考えやすい環境をつくっていただいて、すごく、今ここに自分が座っている緊張感と全然違う、打ち解けられるというか、一つのことに關して周りのみんなと一緒に考える環境をつくっていただいた、その辺はすごく考えやすかったです。当然ながら、意見も出しやすかったですし、言いたいこともその場で言えたとは思っています。

あと、今回のケースに関しては被害者の方の家族の傍聴とかいなかったと思うんですけども、もし、そういう裁判に当たったらというのも変ですけども、また考えが変わってくるのかなとすごく感じました。

(司会者)

評議の時は、言いたいことは全部言った。

(2番)

言ったと思います。

(司会者)

3番の方。

(3番)

確かに、過去の判例を見せていただいて、こういう事件のときにはこのぐらいの刑だよというのはすごくよく分かるんです。ただ、衡平性とよくおっしゃるんですけども、それがその表を使って考えていいのかというのはいまだに疑問を持っています。

というのは、事件はそれぞれ、全部違うんだと思うんです。それが衡平性の下にある程度過去の例で刑がこうだということから持ってくるのもちょっとという疑問もあるんですけども、でも、よく考えたらそれを決めるにもどこかで決めなきゃいけないので、それも必要だなということは分かっています。

あと、皆さん意見は出しているけれども、それを調整するというのが余りなかったような気がするので、本当に議論が尽くされたのかということはちょっと疑問です。

判決には満足はしているんですけども、本来の議論、やりとりが本当に尽くされたということになるとちょっと疑問だなという気がします。

(司会者)

日本人って結構ディベートに慣れていないですから、目の前であなたの意見はこうだと言うような意見の対立を促すような司会をすると非常に雰囲気が悪くなる可能性があるので少し心配するところです。

(3番)

私も、そのところは確かにそうかなと。

(司会者)

そこは日本人的な評議の進め方としては、自分はこう思う、自分はこう思うとみんなそれぞれ言って、人の言うことを聞いてそれをそれぞれ自分で取り入れて、またそれを修正していくというやり方が、一番和やかな評議の進め方で言いたいことを言い尽くすようなものができるんじゃないかと私なんかは考えて進めているつもりなんですけれども、やはりディベートがあった方がいいですか。

(3番)

ただ、それが本当に議論になっているかというと、ちょっと。

(司会者)

4番さん、いかがでしょうか。

(4番)

和やかな評議だったんじゃないかなと思います。自分は、評議もそうですし裁判員裁判全体を通して、チームでやっていることなんですね。だから、自分一人の考えはもちろんあるんですが、その中で、結局ほかの方の意見を聞いたり裁判長・裁判官の方の意見を聞いた上でのことですので、言葉は悪いかもしれないですけども、責任を感じ過ぎなくていいのかなというのを思っていたんです。だから、自分が分からないことは例えばほかの人に聞いてみようかなとか、そういうようなスタンスでいました。

だから、結局判決が出たところも自分としては納得がいていました。過去の判例も、過去の判例を見て素人考えが是正される、自分はそれはいいことなんじゃないかなと思ったんです。だから、言いたいことは、チームでやっているということをしごく感じました。

(司会者)

評議に関して、織田弁護士から何か裁判員の皆さんに質問なりありますか。

(弁護士)

今回、皆さん量刑のお話が多かったんですけれども、割と珍しく否認事件が随分集まって、事実関係について争いがある事件の評議だったと思うんですけれども、

その事実関係についてはどうですか。

(司会者)

事実認定は難しかったですかという質問ですか。

(弁護士)

はい。

(司会者)

そういう質問で、6番さん、いかがでしょうか。

(6番)

難しかったです。何度も言うように双方の意見がかなり食い違っていた事件だったので、問題点をみんなで話し合いながら、論議をしていったというのがあります。そういうのを全員の共通認識としてすり合わせながらやっていったというのが分かりやすく良かったなと思います。

(司会者)

1番さん、いかがでしょうか。

(1番)

私は特に難しさというのは感じなかったです。

(司会者)

2番さん、いかがでしょうか。

(2番)

2番です。私も難しさは感じませんでした。

(司会者)

法廷での審理を聞いて、大体もう結論は自分で決められたという感じですか。

(2番)

はい。難しさはなかったです。

(司会者)

3番さんはいかがでしょうか。

(3 番)

私も法廷の中身をいろいろ話を聞いて、大体は理解できました。

(司会者)

4 番さんはいかがでしょう。

(4 番)

先ほども言ったとおり、難しい部分もあったんでしょうけれども、そこまで感じなかったのかなというところですかね。

(司会者)

5 番さんはいかがでしょう。

(5 番)

5 番です。特に難しさというものは感じていません。

(司会者)

ということは、審理を聞いて皆さん心証が取れるような充実した審理はできていたということでしょうか。検察官から何か皆さんに質問はありますか。

(検察官)

検察官としても重要な情状事実を何点か挙げた上で求刑しているところですが、恐らく評議では多分、例えば検察官の挙げている情状事実が全部認められるから検察官の求刑どおり、1 個認められないからそれからマイナス 2 でとか、そんな考え方はされておられないんだろうなというのは何となく感じています。

今、皆さんがおっしゃったように、やはり大枠の中でこのぐらいの位置付けで、あとはその事件の特殊性を考慮してプラスマイナスしたりして、中で皆さん議論を尽くして納得するような判決はされているというのはよく分かりました。

検察官としても、皆さんがよく評議して納得できるようなその材料をうまく論告で提供できたらとは考えております。

(司会者)

では、残り 10 分になりましたので、裁判員を務めて全般の、今後の裁判員制度

に対する感想，あるいは今後参加する裁判員の皆さんへのアドバイス，あるいはこういう点を改善してほしい，あとは，皆さん大体裁判が終わって半年ぐらい経過しているわけですがこの半年の間に思ったことなど，総合的なことを最後に皆さんから一言ずついただいておしまいにしたいなと思います。では，6番さんから。

(6番)

裁判員裁判の候補者になっても，まさか自分が選ばれるだろうと思っている人は余りいないと思い，結局そういうところが初日の緊張とかにつながってきたりもするのかなというのもあるので，もし裁判員に選ばれたらこういう形で裁判が進んでいくんですよというのを事前に広く告知するような手段があってもいいのかなと思いました。

あと，余り参加される方にプレッシャーが掛かるようだと良くないですけども，自分が下した結論がその後の被告人にどういう影響を与えていくのかとか，事件が起きてから被告人に刑が処されるまでの一連の期間の中で自分が裁判員に参加するというのはどういう位置付けにあるのかを，何か大まかにでも伝えられるようなことができないかなと思いました。

(司会者)

ありがとうございました。1番さん，いかがでしょうか。

(1番)

とにかく初めてのことでし，全然関わりも興味も持っていなかったことで，いきなり候補者になりました，選ばれましたで，それはもう自分も周りも「あんたが人を裁くの。わはは」ぐらいの，本当に現実味のないようなことからスタートだったんです。

でも，2週間終わった後は，やって良かったなと実感しているし，日々のニュースの見方も変わってきたし，事件の捉え方とかそういうところも変わったし，これは自分から望んでということではなく，降って湧いたように来たことではあったんですけども，その経験をして本当に良かったなと思うんです。

難しかったし、悩んだりもしたし、よく考えてもいたし、自分なんか仕事が平日休みの仕事をしていて、その休みが最後には当たっちゃったので、2週間、1日も休みなくずっとだったんですけれども、それでも本当に充実した期間だったです。

最後、我々裁判員みんなで議論し尽くしたことが判決で文章化されて、法廷で裁判長の口から言われた時の、変な言い方ですけども感動的なというか、自分がこうしたことがこういうふうに公の場で発表されているというあの雰囲気は、すごく得がたいものだなと思ったんです。

もう一方で、全然接点のなかった被告人を拘束するところに自分が関わったということで、ちょっと身が引き締まるような思いもしました。裁判員裁判の通知が来た人には、是非というのも変ですけども、体験してもらいたいなということだと思います。

といっても、今、普通の生活をしていると何もそういうのが分からないので、何か周知させてもらえるような何かがないのかなと思いました。あるいはこういう裁判員を題材にしたドラマがポピュラーなものになったりとか、敷居が低くなるようなことが何かこれから行われていかないのかなというのがあります。

(司会者)

広報活動ですね。

(1 番)

はい。そういうことは感じました。最初と違って、終わった時はもう、裁判員制度については否定的な部分は自分の中ではないです。是非、機会があったらやりなさいよと言いたいぐらいだったですから。

(司会者)

ありがとうございます。2 番さんはいかがでしょう。

(2 番)

自分も本当にそうなんですけれども、広報部分をうまく、分かりやすくというか、自分が選ばれてもこういう内容で進めて、そんな心配事はないですよという部分を

もうちょっとアピールした方がいいのかなと思います。

封書は前の年、最高裁から送られますよね。あの部分から何かそういう書面で表現されると、選ばれても大丈夫だよという気持ち、安心感があるといいです。自分は、横浜地裁から封書を受け取って、封書を開けて見たら、一応候補に挙がりまして。その後が一番、皆さんどうか分からないですけども、やはり仕事をどうしよう、家族の生活をどうしようとか、そういう部分をすごく考えました。

うちはたまたま会社としてはそういう休暇制度があったので、その辺はちょっと恵まれたなと思っています。ただ、ほかの民間の企業の方とか自営でやっている方とか、そういう時間的な余裕もない人も中にはいるでしょうし、その辺をうまくアピールをしていただければ今後もうちょっとうまく流れていくのかなと。

今回の経験は本当に、選ばれて自分もそう思いますけれども、すごくいいなと思って、人生に多分1度あるかないかという経験だと思うので、今後選ばれる方は大いにやってほしいなと、進んで思います。

(司会者)

ありがとうございます。3番の方はいかがでしょうか。

(3番)

私も裁判員をやれて非常に良かったなと思います。それから、もし後の人が裁判員に選ばれたら、絶対に辞退をしないでやってほしいなと。

それと、裁判員に選ばれて会社に帰ってきたら会社の人からいろんなことを聞かれるかなと思ったら、余り聞かれないんです。それはよく考えたら、余り聞いちゃいけないんじゃないかという、そういう意識が多分あるような気もするんですね。そこはちょっと、やはりアピールするところがあるのかなという気はします。

それと、裁判員になった私の裁判は比較的男性は高齢の方が多かったのですが、若い人はみんな忙しくて来られないのかなと思っていたら、今日は比較的若い方がいらっしやるので、それはちゃんと若い方も出ているんだなと安心しました。

ただ、女性がどうしても意識が割と極端な方が多いようで、私もうちの妻と話し

ていると、行きたいという人と絶対行きたくないという人が非常に極端に分かれているような気がしました。

(司会者)

ありがとうございます。4番の方。

(4番)

裁判員を終わって職場に帰ったら、あなたはこれは本当に一生に残る体験である、あなたの人生にとっても非常に役に立つことを経験したねと職場の方に言っていたいて、それは自分も本当にそう思っています。やはり体験すると多分皆さん体験して良かったと言う方が多いと思うんですけども、自分は本当にそうなんです。良かったなと思います。

裁判員裁判って、判決の内容を一般市民の目線でというところがあると思うんですが、それもあると思うんですけども、裁判員裁判を経験すると裁判員が他人に優しくなるんじゃないかなとか、ちょっとしたことでいらいらしくなるというか、それはすごく日常生活の中で感じました。本当に、やって良かったと、その一言に尽きます。

(司会者)

5番さんはいかがでしょう。

(5番)

私も裁判員裁判をやって非常に良かったなと本当に実感しております。やはり裁判員裁判をする前とした後では裁判員裁判に対する興味が全然違って、前は全然興味なかったというか、その単語もほとんど聞かなかったんですけども、やはりやった後だと、ネット上に単語があつたらそれにちょっと反応しちゃうとか、そういうふうになんて興味湧いております。

やはり1回これを体験すると、体験した人は本当に犯罪とか絶対犯さないんじゃないかなと思っていて、本当にいい機会だなと、周りにそういう機会がある人がいたら勧めたいなという、そんな感じを受けました。

あとは、裁判した結果ですけれども、電話すれば控訴したかどうか教えていただけるんですけれども、逆に電話しなきゃ分からないという状態なので、最後どうなったかだけちょっと知りたいかなというのがありました。以上です。

(司会者)

大体お時間になったようです。最後に一言ずつ、法曹三者から意見交換会を終えての感想をお願いします。では、検察官から。

(検察官)

今日は本当に裁判員の率直な意見を聞くことができて大変参考になりました。今後も裁判員裁判はずっと続きますので、その中で今日の意見をできるだけ反映させて、特に、今、一番思うのは、いかに緊張している裁判員に分かりやすく冒頭陳述を行うかということをもまず念頭に置いて今後仕事をしていきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

(司会者)

では、織田弁護士。

(弁護士)

若干検察官に比べると弁護人には耳の痛い意見もありましたが、今日、いろいろそういう指摘をいただいて、そういったところを生かしながら、弁護人もより良い、裁判員に伝わるような立証活動等を行っていききたいと思いました。今日はどうもありがとうございました。

(司会者)

並河裁判官。

(裁判官)

今日は本当に貴重な御意見を直接聞かせていただいて、今後の運営に是非生かしていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

(司会者)

それでは、本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。